

# 埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―

清水正彦

## はじめに

当館では、平成二十六年度に『埼玉県史料叢書 埼玉県布達集』の刊行を開始し、二十九年度までに全四巻(冊)を刊行する予定である。

『埼玉県布達集』は、埼玉県が管下へ発した布達類について、明治八年(一八七五)七月(種別番号制導入)から十九年(一八八六)八月(県報)発行、「布達」等に代わり「県令」等までの十一年間を対象として、甲号を中心に収録(年月日順)する史料集である。<sup>①</sup>

本稿では、埼玉県布達類(「県限り諸達」「県庁諸達」)の区分と伝達制度の変遷<sup>②</sup>について、明治八年七月以降を中心に検討し(印刷頒布開始と番号制導入等は割愛)、『埼玉県布達集』利用の一助としたい。

なお、当館収蔵埼玉県行政文書「管下令達」中の県布達類簿冊(八年以降)は、基本的には各年種別番号順に編綴されている。詳細は『埼玉県布達集二』解説表三を参照されたい。

## 一 「布達規則」以前(八年七月～九年)

埼玉県では九年十二月十五日甲第一〇七号<sup>③</sup>として「布達規則」が布達されているが、その起案書には「官省御布告・布達及ヒ本県布達・達トモ従前頒布ノ制一定致サス候ニ付」とあり、それまでは官省(国)

埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―(清水)

布告類・県布達類を頒布する制度が一定していなかったことがうかがえる。また、同年一月十二日無号達(各区正副区長に諮問)では、「布告・布達類」は一般の人民に「徇示」(あまねく示すこと)する必要があるが、「其方法未タ備ラサルニ由ルカ」<sup>④</sup>、発令後十数日を経ても各戸に普及していない現状が述べられていた。

このように「布達規則」制定以前においては、布告・布達類を伝達する制度は整っていないが、同規則の制定に先立って、県布達類の種別番号制導入や結文例の制定がなされていた。

## (一) 県布達類の種別番号制導入(八年七月)

県布達類の種別番号制導入は、次の通り八年六月に決定された。<sup>⑤</sup>

八年六月五日

庶務課(印略)

⑥(「白根」)

調査

第七十号

県庁御達番号御改正伺

是迄県限り諸御達物一般触之分ハ第号ヲ以シ、各課ヨリ区務所限り相達候分等ハ番外ヲ以達来候処、右ニ而は御達留帳簿番号調方

ニ差支ヲ生シ候ニ付、以来甲・乙ヲ御達相成度、依テ改正御達案  
副此段相伺候也

是迄県限リ諸達第何号又ハ番外ヲ以達候処、来ル七月一日ヨリ一  
般達ハ甲号、区務所限リノ分ハ乙号ヲ以可相達候条、此旨為心得  
相達候也

明治八年六月

埼玉県権令白根多助

各区

正副区長

史料の前半によると、「県限リ諸御達物」については、これまでは「一  
般触」の分は第何号と番号を付し、県庁各課より区務所限リ達する分  
等は番外(無号)として番号を付さずに発してきたという。これでは  
「御達留帳簿」の検索に支障があるという理由で、以降は甲第何号・  
乙第何号として発することにしたいと伺いを立てている。

史料の後半は八年第七〇号として各区正副区長宛に達せられた内容  
である。これによると、七月一日より「一般達」は甲号、区務所限リ  
達は乙号として発するとある。実際には七月二日付で第七九号が発せ  
られており、甲第一号は七月七日付である。ちなみに、当時埼玉県の  
管内は二四区(小区なし)に区分されていたが、同年八月に千葉県か  
ら編入された地域が第二五区となった。<sup>7)</sup>

同年九月、県庁庶務課の「簿書掛(科)事務順序小目」が制定され  
ているが、県布達類に関する項目もあり、以下の通りである。<sup>8)</sup>

諭達

一、本県触達・告諭ハ経伺ノ上写ヲ調ヘ往復掛ニ付シ、印刷頒布  
ノ手順ヲナサシメ、且本県諭達録ニ編入シ、経伺文ハ経伺録ニ  
編入ス、

(中略)

第十号式

管内触達案伺

何々

明治何年何月日区務所  
事務所頒布  
各村

各課ニ通知スヘキモノハ左ノ一条ヲ加フ

同 何月日何課通知

(後略)

「諭達」すなわち「本県触達・告諭」を頒布する手順が定められている。  
文書保存に関する規定も重要であるが、ここでは頒布先に注目すると、  
頒布先には各村・事務所(町村)・区務所の別があったことが判明する。  
ちなみに、埼玉県の宿町村数は八年十二月現在九八三、<sup>9)</sup>町村事務所数  
は九年一月現在五二三<sup>10)</sup>であり、組合の事務所もあつた。

十一月には、各課が布達類文案を起案する際の書式が定められた。<sup>11)</sup>

明治八年十一月九日

庶務課（印略）

㊦（「白根」）㊦（「岸良」）

諭達類文案相伺候節之儀ニ付、別紙之通各課へ廻達致し度、此段相伺候也

明治八年十一月九日経伺（印略）

同日 各課廻達（印略）

活版印刷ヲ以テ頒布之義ハ、一紙・半葉タリトモ民費ニ関シ、各村又ハ事務所・区務所等之頒布差別ト、揭示スルトセサルトノ次第ニ依リ紙数ノ多少有之候間、自今各課ヨリ管内へ諭達ノ儀御伺ニ相成候節ハ別紙書式ノ通御書そへニ相成度、此段及御回達候也

年月月日

何課 調査

何々ニ付 布達案伺

甲第 乙第 号

各区

正副区長

各村

正副戸長

正副区戸長ノ外学校及ヒ学区取締・水理懸、リ等へ頒布スルコトアラハ一々此所へ掲ク、

相達候事  
告諭候ナリ

年号月 日

長官名署

埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―（清水）

右各村へ頒布揭示或ハ不及揭示

如此アレハ区務所へ頒布スルハ無命ナリ（ママ）

右事務所へ頒布揭示或ハ不及揭示 前同断

右区務所へ頒布揭示或ハ不及揭示

如此アレハ各村・事務所へハ頒布セザルナリ

此外学校及ヒ学区取締并ニ水理懸リ等へ頒布スルコトアラハ其旨巨細ニ記ス

各課への廻達文では、布達類の印刷費が民費負担である点に言及したうえで、各村頒布・町村事務所頒布・区務所頒布の別、および揭示するかしないかの別によつて、必要な印刷紙数（部数）が異なるとし、書式に従つて起案するよう求めている。書式によると、布達の文案に加えて、頒布先と揭示の有無についても記載することが定められている。なお、この書式では、「布達」の結文は「此旨相達候事」、「告諭」の結文は「告諭候ナリ」となっている。

八年に発せられた甲号・乙号について、「県庁達原書」と「公布刷物原書」<sup>(13)</sup>も含めて内容を確認し、宛所、結文、頒布先、揭示の要・不要、印刷・手書の別等について整理すると、表一の通りである。甲号は、正副区戸長宛であり、印刷頒布先については、各村へ頒布するものと、各村へ頒布せずに町村務所へ頒布するものの別があつた。揭示に関しては、揭示すべきものと揭示不要なものがあつた。各村頒布で揭示不要の例と町村事務所頒布で要揭示の例を表に付記した。

乙号は、正副区長宛であり、区務所へ頒布された。揭示に関しては、甲号同様要・不要の別があり、例示した通りである。なお、必ずしも印刷頒布されたとは限らず、廻状形式で出された場合もあつた。

表 1 明治8年埼玉県甲号・乙号の宛所等

	甲 号	乙 号	備 考
宛所	正副区戸長	正副区長	学区取締等加わる場合も
結文	不定 *「此旨（段）相達候事（也）」 等。「告諭」「報告」「広告」も	不定 *「此旨相達候事」 等	「布達」はなし。周知先を指示する文言がある場合も
頒布先	各村／町村事務所	区務所	本文には明記されない。各校等加わる場合も
掲示	要／不要	要／不要	本文には明記されない
印刷	印刷	印刷／手書	乙号は廻状も

〔例〕

甲号 各村頒布・掲示不要：甲58（権令白根多助県令昇任、各区正副区長・各村正副戸長宛、結文「此段相達候事」）

甲号 町村事務所頒布・要掲示：甲53（毒草注意〈左右ルビ付〉、各区正副区長・各村正副戸長宛、「是普く告知する所以なり」）、甲61（県庁課改編、各区正副区長・各村正副戸長宛、「此旨為心得相達候事」）

乙号 要掲示：乙47（学資増額、各区正副区長・同学区取締宛、結文「右之趣区内不洩様可触示モノ也」）

乙号 掲示不要：乙45（諸商業取調、各区正副区長宛、結文「此旨相達候事」）

※頒布先・掲示は、県行政文書明147「協議録・県庁達原書・管内諸達・諸商結社指令編冊」、明188「公布刷物原書」による（掲示の要・不要の別が判明するのは11月以降）。

結文に関しては、定まっておらず、結文によって甲号と乙号が区別されているわけではなかった。なお、頒布先と掲示については、実際に出された布達類の本文（欄外含む）には明記されていない。

ところで、八年七月以降の県布達類の区分に関しては、無号（番外）も存続していた。無号の内容は、一部地域へ達、学区取締等へ達他である。ちなみに、甲号・乙号・無号いずれも原則として埼玉県権令（十二月に県令昇任）白根多助の名で発せられているが、参事（当初は権参事）の岸良俊介が代理して発しているものもある。

（二）「県庁諸達結文例定規」（九年一月）

九年一月十五日、県庁諸達の結文例が定められ、甲号以下の区分も変更された。

明治九年一月

第一課（印略）

㊦（「白根」） ㊦（「岸良」）

県庁諸達結文例定規之儀伺

乙号 区務所・事務所限達結文例

云々候条此旨相達候事

甲号 各村達同

云々候条此旨布達候事

丙号 各区一般ニ関涉セザル達同

云々候条此旨相達候事

乙 士族・社寺限達同

云々候条此旨士族  
神官へ無洩可相達候事

一 般告諭同文例

云々此旨無洩公告スヘシ  
告諭スヘシ

但シ、告諭結文ハ其大概ヲ掲クルノミ

学区取締・水理掛・学校教員等へ達文例モ総テ本文ニ仍ル  
爾今本文之如ク可被相定哉

明治九年一月十五日経伺各課廻達

甲号の各村達の結文は、「此旨布達候事」である。乙号の区務所・事務所限り達、同号の士族・社寺限り達、丙号の各区一般に關涉しない達（一部地域へ達）、および一般告諭の結文例も明記されているが、結文に「布達」を用いるのは甲号のみである。

翌二月には甲号の宛所記載が廃止されている。<sup>15)</sup>

明治九年二月二日

第一課（印略）

㊦（岸良）

布達書式之儀ニ付伺

是迄県庁甲号布達ニ各区正副区長・各村正副戸長ト番号ノ下へ記載御達ニ相成候処、右は人民一般へ布達スル者ニシテ、乙・丙号ノ如キ区村吏江御達シニ相成候事件ニ無之候間、自今区長・戸長記名ノ儀ハ御廃止ニ可相成哉

埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―（清水）

甲号布達については、これまでは「各区正副区長・各村正副戸長」という宛所を記載してきたが、「人民一般へ布達」するものであつて、乙号・丙号のように区村吏へ達するものとは異なるという理由で、以降は宛所の記載を廃止することになったのである。この変更については、翌日付乙第一四号として正副区戸長宛に達せられ、この達には「甲号の儀ハ管内一般へ布達すへきもの」とであると記載されている。

以下、実際に発せられた布達類（九年末まで）の内容を確認したい。甲号の結文については、一月十日甲第四号が「此旨相達候事」であるのに対し、同月二十三日甲第五号は「此旨布達候事」となっている。以降は原則として「布達」であるが、若干の例外があり、七月十日甲第四五号等は「告諭」、六月八日甲第三五号等は「告示」となっている。甲号の宛所は、二月三日甲第七号以降宛所なしとなっている。結文「布達」で宛所「各区正副区長・各村正副戸長」の甲号は、一月二十三日甲第五号と同月三十一日甲第六号の僅か二件である。

乙号の「区務所・事務所限達」については、正副区戸長宛の場合と、戸長を含まない正副区長宛の場合があるので、区務所および町村事務所限り達、または区務所限り達であつた。<sup>16)</sup>

丙号は、一部地域の区長・戸長等宛に達せられている。ただ、一部地域対象については、無号（番外）として達せられているものも少なくない。<sup>17)</sup> ちなみに、九年八月、熊谷県が廃県となり、その武蔵国分（旧入間県）が埼玉県に移管され、大小区制（二一大区・九四小区）はそのまま踏襲された。<sup>18)</sup> 旧熊谷県管内の第一〜二一大区限定の達も出されており、正式には「区長」は存在しなかつたが、達の宛所には「区長」と記載されている。<sup>19)</sup>

(三) 官省「達」を管内へ周知する際の形式変更(九年三月) 九年三月、官省の「達」(全国一般周知の「布告」「布達」ではない)を管内へ周知する際の形式変更が決定されている。<sup>21)</sup>

明治九年三月廿七日

第一課(印略)

④(「白根」)④(「岸良」)

調査

官省御達類区村江触示方伺

官省寮司より県庁限御達ニ相成候事件ニ而、区村吏又ハ人民一般へ知らしむへき儀ハ、是迄右御達書之末へ右御達之趣可相心得旨奥書いたし頒布いたし来候処、体裁不宜候間、自今右御達之意ヲ請ケ県庁達書ニ直シ御達ニ可相成哉、依而右書式左ニ相伺候也

云々某官省ヨリ達有之候条、此旨相

布達  
可相心得

達候事

但、正院御達ト可書事

官省より県庁限り達せられたもののうち、特に区村吏や人民一般へ周知すべきものについては、これまでは官省達書に奥書を付す形式で頒布してきたという。これを「県庁達書」に直して達する形式に改めることになったのである。具体例を紹介したい。<sup>22)</sup>

①※④(「多助」)あり

第五百号

使府県

銃砲彈藥ノ儀陸海軍省及鎮台用向ヲ除クノ外、平常免許ノ者ヲ

リトモ当分ノ内売買・運送嚴禁候条、此旨至急可相達候事

明治九年十月三十日

太政大臣三条実美

②甲第八十七号 (欄外)「庶」

銃砲彈藥ノ儀陸海軍省及鎮台用向ヲ除クノ外、平常免許ノ者タリ

トモ当分ノ内売買・運送嚴禁候旨御達有之候条、此旨布達候事

明治九年十一月一日

埼玉県令白根多助

使府県宛の九年十月三十日太政官第一〇五号達(①)の内容が、十一月一日甲第八七号(②)として管内一般へ布達されている。

二 「布達規則」施行と毎戸回覧制(十年〜十三年四月)

(一) 「布達規則」(十年一月施行)

九年十二月二十五日、甲第一〇七号「布達規則」が布達され、翌十年一月より施行された。同規則は、三章全三六条と附則からなり、布達類の形式・頒布・費用に関する詳細が定められている。

第一章は、「布達式ノ事」である(第一〜一六条)。まずは第八条までの要旨を以下に掲げる。

- ・「本県布達・達」は、順番に甲・乙・丙の番記号を付す(第一条)。
- ・本県布達・達は、欄上に主務課頭字(「庶」等)を標記する(第二条)。
- ・本県布達・達のうち別冊等を付すものは、別冊等の表紙または紙端に「何年何月何号布達・達制定・改正」と標記する(第三条)。
- ・「官省御布告・布達翻刷」(「翻刷」は県印刷)および本県布達は、人

民必要の件については、了解しやすいように仮名を施す（第四条）。  
・官省布告・布達で各町村に頒布すべき分は、全て活版で翻刷する（第五条）。

・本県布達・達は、活版で印刷頒布する。ただし、一部地域に関わるものと区務所限りのものについては、この限りではない（第六条）。  
・官省布告・布達翻刷および本県布達・達は、「一紙一令」（一枚の用紙に一件）で達する（第七条）。

・揭示すべき官省布告・布達翻刷および本県布達は、本文の肩に「揭示」の二字を標記する（第八条）。

官省布告類ではない県布達類を「本県布達・達」と称している。第四・八条では、「達」を除いた「布達」に限定している。

第九条は、県布達類の区分（甲号・乙号・丙号）と結文例・宛所（前記名）について規定している。

第九条 管内一般ニ達スヘキモノト、区长・戸長マテ達スヘキモノト、一両区又ハ数区ノミニ達スルモノ等ヲ區別スル左ノ如シ

管内一般ノ布達番号并結文例

甲号

云々候条、此旨布達候事

区长・戸長マテノ達番号・前記名并結文例

乙号

区长  
戸長

云々候条、此旨相可相心得候事

但、士族・社寺へ達スルモノハ、此旨士族或ハ社寺へ相可相心得ト記ス

区长・戸長・学区取締・水理掛・小学教員等ニ達スル番号・前記名并結文例

丙号

〔区长〕〔戸長〕  
〔学区取締〕  
〔水理掛〕  
〔小学教員〕  
其他之ニ做フ

云々候条、此旨相可相心得候事

「本県布達・達」のうち「布達」は、「管内一般ノ布達」で結文に「布達」を用いる甲号をさすのである。

第一章の残り第一〇〜一六条の要旨は、以下の通りである。

・管内一般に達するものは甲号（第一〇条）。

・区长・戸長まで達するものは乙号（第一一条）。

・区长・戸長・学区取締・水理掛・小学教員等に達するものは丙号（第一二条）。

・丙号で学区取締・水理掛・小学教員のみには達するものは、その事由を乙号で区长・戸長に達する（第一三条）。 ※実例なし。

・区长・学区取締・水理掛限りのもの、または一部地域へ達するものは無号（第一四条）。

・本県告諭書は無号（第一五条）。

・官省布告・布達のうち規則・条例等ではない冊子等は、各町村に頒布しない。区務所にて披閱すべき旨を甲号で布達する(第一六条)。

第二章は、「布達頒布ノ事」である(第一七〜二八条)。第一七・一八条は、頒布先と部数について、以下の通り規定している。

【官省布告・布達および本県布達(甲号)】  
毎戸回覧用・掲示用以外

区務所 官省布告・布達は二部、本県布達は一部

学区取締 一部(官省布告・布達は翻刷)

村町戸長 一部(同)

小学校 学事に関する必要の件のみ一部

毎戸回覧用

五〇戸以下の町村は一部。五〇戸を増すごとに一部増。ただし、三〇〇戸以上は一〇〇戸に付一部増。

掲示用

区務所一部、区内掲示所一部(官省布告・布達は翻刷)

【本県乙号達書】

区務所・学区取締・村町戸長ともに一部

【その他達書】

宛所の記載により各一部

第一九〜二二条は、毎戸回覧について、以下の通り定めている。官省布告・布達および本県布達は、毎戸の番号を記した紙を添えて順達回覧し、披閱の証を記すこと。回覧は、文書到着の日より三日以内に開始し、七日以内に完了すること。官省布告・布達の付録については、規則・条例であっても大部なものは、戸長役場へのみ頒布し、毎戸回

覧用は頒布しない。

第二二〜二三条は、掲示に関する規定であり、官省布告・布達および本県布達は、区務所および区内掲示所に三〇日間掲示することが定められている。区内掲示所については、便宜の地を選んで、各区に三・四か所あるいは五・六か所設置するよう指示している。

第二四〜二八条では、区務所は戸長等へ配達し、官省布告・布達本紙(本紙は国印刷)は二部とも保存すること、戸長は官省布告・布達および本県布達の一部を保存し、回覧用は順達し、掲示所がある地は掲示すること等が規定されている。

第三章は、「布達費用ノ事」である(第二九〜三六条)。区務所へ頒布する分の本県布達・達印刷費は官費負担であったが、その他の県印刷費(一枚に付一厘六毛)および配達費は民費負担であった(民費を賦課する手続き等は割愛)。

附則は、別途願い出により町村用または人民用として下付する分についての規定であるが、詳細は省略する。

以上、長くなつたが、「布達規則」の内容について確認した。特に重要と考えられるのは、県布達類の区分が変更されたこと、毎戸回覧制が定められたこと、そして掲示に関する規定である。

ところで、当時旧熊谷県管内は大小区制であったが、「布達規則」中には「大区」「小区」という記載は登場しない。規則中の「区」は、小区ではなく大区をさすと推定される。ちなみに、十年の「埼玉県治一覽概表」<sup>24)</sup>によると、宿町村数は一、九一三(計算値)、うち旧埼玉県管内は二五区・九六七か村(区内村数は一七〜八二)、旧熊谷県管内は一一大区・九四小区・九四六か村(二大区は七〜一〇小区、大区内村





規定の枠外で、報告第何号が出されている。<sup>(28)</sup>

十年には、同じく「布達規則」の規定の枠外で、新たに警号も登場している。警号は、警察署への達であり、県令の名で発せられている。<sup>(29)</sup>

### (三) 郡制施行と新「布達規則」(十二年三月)

十二年三月十七日、県は「郡区町村編制法」(十一年七月二十二日太政官第一七号布告)に基づいて郡制を施行した。九郡役所が設置され、各区に置かれていた区長・水理掛・学区取締・医務取締等の事務は、郡役所に引き継がれた。<sup>(30)</sup> 三新法体制下で設置された戸長役場は、複数町村組合の役場もあり(旧熊谷県域を含む)、十二年十二月現在の町村数一、九一三に対して、十三年度予算による戸長人数は一、四二八人であった。<sup>(31)</sup> なお、「戸長職務ノ概目」(十一年七月二十五日太政官第三二二号達中)に、「第一 布告・布達ヲ町村内ニ示ス事」とある。

さて、郡制施行同日付甲第二〇号では、九年甲第一〇七号「布達規則」は廃止するとして、今後は戸長役場より毎戸回覧する諸布告・布達類を披閲して熟知すべきこと、および諸布告・布達類は県庁・郡役所の掲示所に三〇日間掲示することが布達されている。

廃止された九年甲第一〇七号に代わり、新「布達規則」三章全一八条が制定されたが、これは同日付乙第五号として達せられた。

県布達類の区分については、次の通りである。

第四条 管内一般ニ達スヘキモノト、戸長役場ニ知得セシムヘキ

モノト、郡役所限り達スヘキモノトヲ区別スル左ノ如シ

管内一般ニ布達番記号・結文例

甲号

云々候条、此旨布達候事

戸長役場ニ知得セシムル達番記号・前記名・結文例

乙号 郡役所

云々候条、此旨<sup>相</sup>可<sup>相</sup>心<sup>得</sup>達<sup>候</sup>事

郡役所限り達番記号・前記各<sup>⑤</sup>・結文例

丙号 郡役所

云々候条、此旨<sup>相</sup>可<sup>相</sup>心<sup>得</sup>達<sup>候</sup>事

第五条 管内一般ニ達スルモノハ甲号ヲ以テシ、戸長役場ニ知得

セシムルモノハ乙号ヲ以テ郡役所ニ達シ、郡役所限り達スルモノハ丙号ヲ以テ達ス

第六条 管内論達書及ヒ各郡役所ニ普及セザル達ハ無号ヲ以テ達ス

乙号・丙号ともに宛所は「郡役所」であるが、乙号は戸長役場に知らせる達として位置づけられている。これに関しては、同年五月十日乙第四一号「布達規則」一部改定(増修)により、第四条中の乙号の宛所が「郡役所・戸長」に修正されている。

頒布先と部数については、官省布告類は省略して本県布達類のみを示すと、以下の通りである(第十一条)。

・【本県布達(甲号)】郡役所へ三部(一部は掲示用)、戸長役場へ一部(毎戸回覧用は別途)

・【本県乙号達】 郡役所へ二部、戸長役場へ一部

・【本県丙号達】 郡役所へ二部

揭示については、旧規則では区務所および区内揭示所（複数）に揭示する規定であったのに対し、新規則では郡役所のみ揭示することとされ（第一三条）、揭示箇所が減少している。

布達費用は、「総テ地方税ヲ以テス」と規定された（第一八条）。

なお、戸長役場頒布分については、十三年一月以降、郡役所を経由せずに県庁から郵送する方式に改められた。<sup>32)</sup>これに伴う「布達規則」の一部改定（更正・削除）は、十三年一月十四日乙第二号として達せられている。

#### （四） 毎戸回覧の事例

毎戸回覧された布達類の文書が戸長役場文書に残されている場合がある。比企郡宮前村（現川島町）戸長役場の例では、次のような文書が末尾に添付された布達綴が残されている。<sup>33)</sup>

右之御布告回送候間熟知可被成候、且太政官第拾壹号別冊は戸長役場ニ有之候ニ付、披見致し度者は出頭縦覧可致候也

宮前村

十二年四月廿五日

戸長役場 

第壹番地 

（中略）

第五番地 <sup>（貼紙）</sup>  四月卅日午前十時拜見仕候

埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―（清水）

（中略）

第廿九番地

追而従回尾戸長役場へ返却可致候也

これは「布達規則」の「毎戸ノ番号ヲ記シタル余紙ヲ添へ（中略）披閱ノ証ヲ記シ置クヘシ」（旧規則第一九条）に合致する。回覧された布達類の内容は、四月十一日付甲号三件、同日付無号論達一件（以上県）、三月一日〜四月九日付（県翻刷日は不明）官省布告・布達六件、計一〇件である。個別に受入日が加筆されており、四月二十四日または二十五日とある。規定通り回覧しているといえよう。

次に、南埼玉郡横根村（現さいたま市岩槻区）戸長役場の例を示す。<sup>34)</sup>

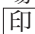
宇田川辰五郎 （以下六二名略）

前書之通り御達相成候ニ付、各戸へ及通知候間、承諾之上早々順達致し、回尾より来ル二月十五日迄ニ当役場へ返却可被成候也

十三年

横根村

第一月廿七日

戸長役場 

各戸

御中

史料の本体は厚い綴である。十二年十月二日大蔵省甲第九号布達に始まり、最後は十二月十日同甲第二二五号布達である。県の九月二十六日報告第四五号や十二月二十四日甲第一四八号も綴じ込まれている。規定に従って迅速に回覧されたとは言いがたい。

なお、これらの例により、論達(無号)や報告も回覧されていたことが確認される。ちなみに、甲号等については、揭示用ではない部数も含めて、一律に「揭示」と印刷標示されたものが頒布されている。

### 三 毎戸回覧制廃止以降(十三年五月〜十九年八月)

#### (一) 毎戸回覧制の廃止(十三年五月)

県の布告・布達類伝達制度は、十三年五月に至り大きく改正された。すなわち同月一日甲第五〇号にて、「今後一般人民ニ周知セシムヘキ順序ノ儀ハ、戸長役場ノ便宜ニ相任せ候」旨が布達され、毎戸回覧制が廃止されたのである。

同日付乙第三四号として、全文改正された「布達規則」三章全一六条が達せられている。官省布告・布達および本県布達(甲号)の頒布部数については、戸長役場分は二部と定められた(第一条)。戸長役場は、一部を保存し、一部を用いて町村内人民に「便宜被閱セシムヘシ」とされた(第一四条)。なお、布達費用については、印刷(翻刷)費は「総テ地方税ヲ以テス」と規定されている(第一六条)。

北埼玉郡琴寄村(現加須市)の場合は、戸長役場で披閱させている(十三年十二月高札<sup>35</sup>)。理由としては、従来は村内を二つに分けて回覧してきたが、周知用の部数が一部に減らされたので、回覧方式では日数がかかることが挙げられている。また、熟覧もせずに請印のみ押捺して回覧してきた組もあつたことにも言及されており、回覧制度が形骸化していたことがうかがえる。

#### (二) 丁号(郡役所宛書達)新設(十五年一月)

十四年十二月八日、「布達規則」の一部改定(追加)が乙第六三号として達せられ、十五年一月より施行された。この改定により丁号が新設されたのであるが、改定された条文を示す(傍線部が変更箇所)。

第四条 管内一般ニ達スヘキモノト、戸長役場ニ知得セシムヘキ

モノト、郡役所限り達スヘキモノトヲ區別スル左ノ如シ

(中略)

郡役所限り達番記号・前記各・結文例<sup>36</sup>

丙号

郡役所

丁号

云々候条、此旨<sup>相</sup>達<sup>可</sup>候事<sup>得</sup>

第五条 (中略) 郡役所限り達スルモノハ丙号ヲ以テ達シ、活版

ヲ以テ印刷セサル書キ達ハ都テ丁号ヲ以テス

丁号は、各郡役所または特定の郡役所宛の書達(手書)であり、十四年までは無号として達せられていた。

#### (三) 告示新設(十五年五月)と報告廃止(十六年一月)

十四年十二月、官省布告類の区分が変更され、「一時公布スルニ止ルモノ」については、告示として出されるようになった<sup>36</sup>。県布達類についても、翌十五年五月二日付で告第一号告示が出されている。県の告示新設は、内務卿訓示に依じたものであつた<sup>37</sup>。

府県官職制ニ抛リ当省へ一々報告致シ来候内、其管下へ布達書中ニハ、元来布達スヘキ性質ノモノト一時之公告ニ附シ可然モノトノ区別ナク悉皆布達致候向キ有之候処、右ハ齎ニ該報告之手数ニ涉リ候ノミナラス、為メニ之カ費用モ亦幾干ノ増加ヲ要シ、而シテ其事之性質如何ニ於テハ敢テ布達之効力ヲ将来ニ保持セシムヘキモノニ無之、是等ノ類ヲ一々挙ケテ指示ニ難及候ヘトモ、例ヘハ営業免許鑑札之紛失、或ハ不用物品ヲ公売ニ附スル処分、或ハ戸長役場之帳簿焼失ニ罹リタルトキ曾テ公証ヲ与ヘ有之モノヨリ其写シヲ差出サシムル等ニシテ、如斯之類ハ全ク公告ヲ以相示シ然ルヘキ事件ニ有之候条、自今ハ法律及政府ノ命令又ハ適宜ニ処分ヲ許サレタル事件ニ付人民ヲシテ其施為ニ従ハシムヘキモノト、一時ノ告示ニ止マルモノトヲ監別シ、其布達ノ分ニ限り報告スル儀ト心得ヘシ、此旨訓示候也

但、従前布達セシ件々自今告示ニ止メ候モノハ、其件銘概略可届出事

明治十五年四月廿八日

内務卿山田顕義 

埼玉県令吉田清英殿

「府県官職制」(十二年七月二十五日太政官第三二号達)の規定によると、府知事・県令が管下へ発する「布達」は、各省主務の卿に報告する義務があった。訓示によると、内務省に報告された布達書中には、「一時之公告」として発するのがしかるべきものも含まれていた。そこで、今後は「布達」と「一時ノ告示ニ止マルモノ」を区別して、「布達」

埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―(清水)

のみを報告するよう指示している。県が五月十七日付で届け出た「告示件銘概略」<sup>38)</sup>には、今後「告示」とする事項として、「県会開閉」「県議員就職・退任」「県令・書記官任免・叙位」「県庁・郡役所及裁判所出頭・退出時限」等が挙げられている。

告示の新設に伴う「布達規則」の一部改定(第四・二一条改正)は、五月十日乙第三四号として達せられている。第四条は、以下の通り改正された。

第四条 管内一般ニ布達或ハ告示スヘキモノ、戸長役場ニ達スヘキモノ、郡役所ニ達スヘキモノトヲ区別スルコト左ノ如シ

甲号

云々候條此旨布達候事

告号

云々候條此旨告示候事

(後略)

第一一条改正による頒布先と頒布部数のうち本県告示については、郡役所へ三部(一部は揭示用)<sup>39)</sup>・戸長役場へ二部である(甲号同)。

なお、報告(小学生徒試験表等)については、十五年末までは継続したが、十六年一月、告示と「種類混淆」という理由で廃止された。<sup>40)</sup>

(四)「諸達規則」(十六年五月)

十六年五月二日、「布達規則」の廃止と「諸達規則」(全七条)の制

定が乙第三八号として達せられた。

「諸達規則」による「本県ノ諸達類」の区分は、「甲号 管内一般ニ布達スルモノ」、「告示 管内一般ニ告示スルモノ」、「論達 管内一般ニ論達スルモノ」(但、論達ハ番記号ヲ附セサルモノトス)、「乙号 郡役所・戸長役場又ハ学区事務所ヲ合セテ達スルモノ」<sup>(4)</sup>、「丙号 各郡役所ニ達スモノ」、「丁号 各郡役所又ハ一郡或ハ数郡役所ニ達スルモノ」である(第一条)。なお、第一条の但書は、同年十一月二十日乙第一三七号にて、「但、論達又ハ此規則ニ抛リ難キモノハ無号ヲ以テ達ス」と改正されている。丁号については、「印刷スルノ限ニアラス」とある(第二条)。従来の区分と大差ないといえる。ちなみに、欄外「揭示」標示の規定はなくなつた(同月中に標示廃止)が、学事関係の欄外に「学事」と標示することになつた(第五条)。

頒布先と部数については、本県布達類のみを示すと、次の通りである(第六条)。

- ・【本県布達(甲号)・告示・論達】 郡役所へ五部、戸長役場へ二部、学区事務所へ一部(学事関係の分のみ)
  - ・【本県乙号】 郡役所へ四部、戸長役場へ一部、学区事務所へ一部(学事関係の分のみ)
  - ・【本県丙号】 郡役所へ二部
  - ・【本県丁号】 郡役所へ一部
- 郡役所の部数には変更がある。戸長役場については、本県論達の部数が明記されるようになった点を除いて変更はない。
- 官省布告・布達・告示および本県布達(甲号)・告示・論達については、郡役所は三〇日間揭示し、戸長役場は町村人民に「便宜披閱セシ

ムヘシ」と規定されている(第七条)。本県論達の扱いが明確になつた点を除けば、これまで同様である。なお、保存に関する規定はなくなつている。

十六年七月「官報」発行以降の官省布告類関係の変遷(「諸達規則」の改正等)については、本稿では割愛する。

#### (五) 連合戸長役場設置と布達類頒布部数(十七年七月)

十七年七月十四日の連合戸長役場設置により、県全体で一、五〇〇余あつた戸長役場の数が三二九に減少し、一戸長役場あたり平均五・八町村(全町村数は一、九一三・五二八戸を管轄することになつた)<sup>(4)</sup>。

連合戸長役場設置に伴う「諸達規則」の改正は、同日付乙第八二号として達せられているが、戸長役場へ頒布する部数のみが改正されている。すなわち本県布達類については、布達(甲号)・告示・論達は二部から三部、乙号は一部から二部に増加された。

南埼玉郡伊勢野村連合七か村(現八潮市)の十七年七月「内契約」によると、「御布告類」は三ルートに分けて各村に回達し、「乙号達書」を披見したい者については、戸長役場に出頭するよう規定している。

#### (六) 「諸達規則」全文改正(十八年二月)

十八年二月十六日、「諸達規則」の全文改正(全七条)が乙第三三号として達せられた。

「本県ノ諸達類」の区分は、「甲号 管内一般ニ布達スルモノ」、「乙号 郡役所・戸長役場又ハ学区事務所・衛生委員ニ合セ達スルモノ」、「丙号 各郡役所ニ達スルモノ」、「告示 管内一般ニ告示スルモノ」、

「無号 管内一般二諭達スルモノ」である(第一条)。乙号に衛生委員が加わり、丁号が削除された。第二条には、「本県ノ諸達類ハ印刷シテ之ヲ配布ス、但、一部分ニ達スルモノハ此規則ノ限外トス」とある。<sup>(45)</sup>

頒布部数の変更点は、本県布達類に限れば、郡役所頒布分について、丙号が四部に増加され、丁号の記載がなくなつたことである(第五条)。注意すべきは丁号の存在である。丁号は、「諸達規則」の記載は削除されたが、実際には継続して出されている(各郡役所宛を含む)。<sup>(46)</sup>

本県布達類に限定すれば、以降は若干の変更にとどまり、十九年八月の「県報」に「県令」等登載に至つて(移行の詳細は割愛)。

### おわりに

以上、明治八年七月(種別番号制導入)以降の埼玉県布達類の区分と伝達制度の変遷について、一「布達規則」以前(八年七月〜九年)、二「布達規則」施行と毎戸回覧制(十年〜十三年四月)、三 毎戸回覧廃止以降(十三年五月〜十九年八月)の順に検討した。

県布達類の区分の変遷(八年七月以降)の概要を整理すると、表二の通りである。変遷を重ねているが、十五年告示新設・十六年報告廃止をもつてほぼ確定したといえる。区分は、基本的には伝達先に応じたものであるが、内容等に基づいた区分もある。また、表三は、八年七月以降に出された布達類の件数をまとめたものであるが、同じ記号であっても、時期により定義(内容)が異なる点に注意する必要がある。図一は、甲号の変遷を図式化したものである。「布達」と「達」を区別する結文例が制定された九年以降、狭義の「布達」は甲号のみをさしたが、甲号の内容は順次限定されていった。

埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―(清水)

十年一月施行「布達規則」による伝達制度(毎戸回覧制)を図式化し、十三年五月毎戸回覧制廃止に至るまでの変遷も示すと、図二の通りである。毎戸回覧制は三年半弱で、その後各戸長役場便宜の方法に任ざれていた期間の方が長かつたが、毎戸回覧制以前も含む伝達の実態については、各戸長役場等の事例をさらに掘り下げる必要がある。なお、毎戸回覧制の廃止により頒布部数が削減されたのであるが、財政面の検討も必要である。<sup>(48)</sup>

### 註

- (1) 既刊は埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書17・18 埼玉県布達集一・二』、埼玉県、二〇一五〜一六年(二は八〜十一年、二は十二〜十四年)。
- (2) 埼玉県布達類の区分と伝達については、『埼玉県布達集』既刊解説でも触れられており、主要な先行研究としては、鈴木秀幸「埼玉県政の成立と法令伝達」(『埼玉県史研究』第六号、一九八〇年)、埼玉県編集発行『埼玉県行政史 第一巻』、一九八九年、太田富康『近代史研究叢書16 近代地方行政の記録と情報』、岩田書院、二〇一〇年、等が挙げられる。
- (3) 出典の文書番号や『埼玉県布達集』の史料番号は割愛する(以下同)。
- (4) 県行政文書明一五七「記録」―三〇「布達規則制定」(『埼玉県布達集一』口絵5)。
- (5) 達の原案には「将夕村吏ノ不注意ニ出ルカ」もあつたが、削除されている(前掲明一五七―二〇「布達類普及ノ方法策問」)。
- (6) 県行政文書明一八八「公布摺物原書」。
- (7) 埼玉県編集発行『新編埼玉県史 通史編5 近代1』、一九八八年、七八頁以下。

- (8) 県行政文書明九〇六「職制」―一三八「簿書掛事務順序編製施行ノ件伺」。
- (9) 「埼玉県治一覽概表」(『新編埼玉県史 資料編19 近代・現代―政治・行政―』、一九八三年、附録)。
- (10) 区戸長事務所五四八(埼玉県編集発行『埼玉県史料叢書2 埼玉県史料二』、一九九五年、一八二頁)。
- (11) 前掲明一五七―一九「諸達書文例」。
- (12) 県行政文書明一四七「協議録・県庁達原書・管内諸達・諸商結社指令編冊」。
- (13) 前掲明一八八。
- (14) 前掲明一五七―二二「諸達書結文例規定」。
- (15) 前掲明一五七―二二「甲号布達二区戸長ノ宛ヲ除ク件規定」。
- (16) 乙号は、学区取締等が宛所に加わる場合もある。なお、三月七日乙第二七号は、結文に「小前未々迄無洩触れ知らずへし、此旨相達候事」とある。
- (17) 無号は、各区医員宛達(二月八日付)、「告諭」(宛所なし、一月二十四日付、同日付乙第七号の別紙)、「告示」(宛所なし、三月二十日付)、区戸長宛「告示」(九月二十七日付)等もある。
- (18) 前掲『新編埼玉県史 通史編5』九九頁、一〇五頁、一一三頁以下。
- (19) 副区長は、各小区に置かれていた(十年十二月「埼玉県区分銘鑑」、前掲『新編埼玉県史 資料編19』附録「埼玉県区分銘鑑・改正埼玉県町村便覧」)。
- (20) 官省布告類の区分については、国立国会図書館ホームページ「日本法令索引(明治前期編)」掲載の岩谷十郎「日本法令索引(明治前期編)」解説 明治太政官期法令の世界」、国立国会図書館、二〇〇七年、等参照。
- (21) 前掲明一五七―二四「官省諸達ヲ管内へ達スル文例規定」。
- (22) ①は県行政文書明二〇三「太政官布達編冊」。
- (23) 八年九月十五日太政官第一六三号達(『法令全書』、国法令は以下同)によると、各府県へ頒布する「布告類」の部数には、「大区扱所」分各二部も含まれるが、小区分の部数は含まれない。官省布告類の伝達については、岡田昭夫『明治期における法令伝達の研究』、成文堂、二〇一三年、等参照。
- (24) 当館収蔵県史コピー資料統計書一。
- (25) 十年八月二十日甲第八一号では、布達印刷費等について、同年七月一日分より官費負担とする旨布達されている。なお、十一年十一月二十七日無号達では、区務所より各町村への配達費についても、同年七月分より官費負担とする旨が区長へ達せられている。
- (26) 前掲明一五七―三三「管内報告例制定」。
- (27) 例えば、九年十二月七日甲第一〇一号は、師範学校の卒業者に関する内容である(結文は「布達」)。
- (28) 報告第一号は十年五月十八日付。なお、巡查募集については、十年六月七日付で出されているものは、報告ではなく乙号(第二九号)である。
- (29) 警第一号の日付は不明であるが、十年五月二十六日付で警第三号が出されている(埼玉県警察本署統計部編『現行埼玉県警規彙纂』、埼玉県警察本署、明治十九年八月刊、当館収蔵小林(正)家二二二、国立国会図書館ホームページ「国立国会図書館デジタルコレクション」、五三六頁)。
- (30) 前掲『新編埼玉県史 通史編5』二九六頁以下。
- (31) 松沢裕作「明治地方自治体制の起源 近世社会の危機と制度変容」、東京大学出版会、二〇〇九年、二六六頁。
- (32) 十二年十二月二十四日乙第一〇三号。
- (33) 「中央令達・埼玉県布達綴」(当館収蔵鈴木(庸)家九六八二)。
- (34) 「県ヨリの達」(当館収蔵吉田(実)家九三〇)。
- (35) 「諸布告・布達書當場ニ而熟覽可有之ニ付高札」(当館収蔵小林(茂)家六四四八、『埼玉県布達集』二「口絵5」)。
- (36) 十四年十二月三日太政官第一〇一号達。
- (37) 県行政文書明五七〇「救恤 救護 褒賞 其ノ他」―一八「管内布達報告区分ノ儀内務卿訓示」。
- (38) 県行政文書明四四四「救恤 褒賞 記録 報告 雑款」―一五「告示件名内務省へ届」。
- (39) 告号の欄外にも「揭示」標示がある。
- (40) 県行政文書明四八二「救恤 記録 報告 雑款」―一「小学生徒試験表ノ



類報告ヲ自今告示トナスノ件」。

(41) 「諸達規則」制定以前にも、宛所に「学区事務所」が含まれる乙号が存在する（十五年九月七日乙第六六号等）。なお、学区事務所は、学務委員の事務所である（十四年十月二十一日甲第九六号中「学務委員事務要領」）。

(42) 前掲『埼玉県行政史 第一巻』四八六頁、松沢前掲書二八九頁。

(43) 十七年七月二十三日乙第九〇号末に正誤。

(44) 『八潮市史 史料編 近代Ⅰ』、八潮市役所、一九八一年、史料八九。

(45) 欄外「学事」標示に関する規定はなくなっている。

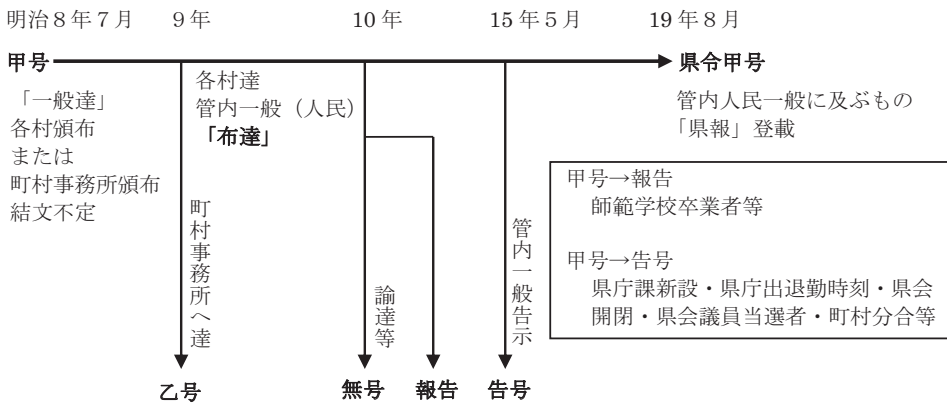
(46) 「各課・各署ニ於テ参照ヲ要スルコトナキ各郡役所又ハ数郡或ハ壹郡役所ニ達スル丁号達之義ハ、戸長ニ関係ナキヲ以テ該規則中ヨリ被相除候得共、右ハ是迄之通ニ据置度」とある（前掲明五七〇―五二「諸達規則中丁号達ハ戸長ニ関係ナキヲ以テ控除ノ件」）。

(47) 十九年一月、結文が甲号は「右布達候事」、告示は「右告示候事」に変更（県行政文書明五七四「救恤 記録 報告 雑款」―二「布達告示結文式ヲ定ム」、同年五月十一日乙第六八号「諸達規則」一部改定（削除・改正）により、頒布先（第五条）の学区事務所削除（学務委員は前年廃止（十八年八月十五日乙第九九号）。衛生委員も廃止（同月十四日甲第五二号））。十九年七月二十一日、県令吉田清英の任県知事が告示された（告第三六号）が、これに伴い発信者名の「埼玉県令吉田清英」が「埼玉県知事吉田清英」に変更。なお、十九年三月十九日甲第三六号は、「本庁ヨリ発スル布達規則ハ、発布ノ翌日ヨリ七日ヲ以テ施行ノ期限トス 但、発布ノ当日ヨリ施行ヲ要シ、又ハ特ニ施行ノ日ヲ掲ケタルモノハ此限りニアラス」と規定。

(48) 県行政文書明二九四「県税 備荒備畜 財産 雑款」―三「諸達書及揭示場諸費地方税支弁ニ付心得方内務省へ何指令」によると、配達費は官費。

埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―（清水）

図1 埼玉県甲号の変遷



※結文例が制定された9年以降、狭義の「布達」=甲号。

※9年3月、官省より県庁限り「達」として達せられたもののうち、特に管内人民一般へ周知すべきものについては、県甲号に直して布達する形式に改定。

※県令甲号は、県行政文書明 574「救恤 記録 報告 雑款」―7「県令其他ノ区別式例」による。

表2 埼玉県布達類の区分—明治8年7月～19年8月—

	8年7月 種別番号制導入 *結文は不定	9年1月 「県庁諸達結文例定規」	10年1月 「布達規則」 「管内報告例」	12年3月 新「布達規則」 *郡制施行
甲号	「一般達」 (告諭等含む) 各村頒布 町村事務所頒布	各村達=管内(人民) 一般「 <b>布達</b> 」 (告諭等含む)	管内一般「 <b>布達</b> 」	管内一般「 <b>布達</b> 」
乙号	区務所へ達	区務所&事務所へ達 区務所へ達 士族 or 社寺へ達	区長&戸長へ達※ 士族 or 社寺へ達	郡役所&戸長役場へ達
丙号	—	一部地域へ達	*下記参照	各郡役所へ達
丁号	—	—	—	—
無号※	一部地域へ達等	一部地域へ達等	区長へ達 一部地域へ達 論達 その他	各郡役所or一部郡役所へ書達(手書)※ 論達・広告 その他
警号	—	—	警察署へ達 *第3号は5月	警察署へ達
報告	—	—	管内へ報告 *第1号は5月	管内へ報告

	15年1月 「布達規則」追加 (丁号追加)	15年5月 「布達規則」一部改正 (告号追加)	16年5月 「諸達規則」	18年2月 改正「諸達規則」
甲号	管内一般「 <b>布達</b> 」	管内一般「 <b>布達</b> 」	管内一般「 <b>布達</b> 」	管内一般「 <b>布達</b> 」
乙号	郡役所&戸長役場へ達	郡役所&戸長役場へ達	郡役所&戸長役場(&学区事務所※)へ達	郡役所&戸長役場(&学区事務所・衛生委員※)へ達
丙号	各郡役所へ達	各郡役所へ達	各郡役所へ達	各郡役所へ達
丁号	各郡役所or一部郡役所へ書達	各郡役所or一部郡役所へ書達	各郡役所or一部郡役所へ書達	各郡役所or一部郡役所へ書達
告号	—	管内一般告示	管内一般告示	管内一般告示
無号	論達等	論達・広告等	管内一般論達等※	管内一般論達等
警号	?	?	?	?
報告	管内へ報告	管内へ報告 *16年1月廃止	—	—

※太枠内は、「布達(諸達)規則」に規定されている区分。ただし、各区分の定義(内容)は、実際に発せられたものも勘案して補訂した。

※報告以外は県令(権令)の名(代理含む)で発せられたが、報告のみは「埼玉県」の名で発。

※【乙号】「布達規則」(旧)では学区取締にも頒布/「諸達規則」以前にも、宛所に「学区事務所」が含まれるものが存在/学区事務所(学務委員)・衛生委員は18年8月廃止。

※【丙号】「布達規則」(旧)の時代は、区長&学区取締へ達、区長&学区取締&小学訓導へ達、区長&戸長&医務取締へ達、区長&学区取締&水理掛&戸長へ達等。

※【無号】「号外」や「番外」を含む/12年無号郡役所宛は印刷も存在/「諸達規則」では管内一般論達に限定されたが、16年11月一部改正により「此規則ニ抛リ難キモノ」も加えられた。

※郡長宛訓示(15年6月「訓示条例」(県行政文書明570「救恤 救護 褒賞 其ノ他」—22「訓示条例制定ノ件同」参照)については、除外した。

表3 埼玉県布達類の件数一覧(無号は除く)  
 ―明治8年7月7日(甲第1号)～19年8月2日(「県報」発行前日)―

年	甲号	乙号	丙号	丁号	告号	警号	報告	計	備考
8	61	47	0	0	0	0	0	108	
9	117	140	84	0	0	0	0	341	
10	129	76	30	0	0	21	15	271	無号の件数増
11	95	67	14	0	0	15	14	205	
12	154	106	70	0	0	6	56	392	
13	118	78	33	0	0	13	23	265	
14	120	67	15	0	0	10	13	225	無号のうち郡役所宛書達は15年以降丁号
15	113	95	23	225	53	?	20	529	以下無号の件数は少ない
16	106	146	24	281	106	?	0	663	
17	62	163	30	231	174	?	0	660	
18	94	162	29	197	109	?	0	591	
19	108	107	36	130	39	?	0	420	
計	1,277	1,254	388	1,064	481	65	141	4,670	15年以降の警号を除外して計算

※各番号は年が改まると1番より始まるので、各年の最終番号(推定含む)を件数として示した(欠番や番号重複は無視)。

※以下を参照した。

- ・『埼玉県布達集二』解説表3所載の県行政文書「管下令達」中の県布達類簿冊
- ・『埼玉県布達集一・二』解説表4所載の補完文書
- ・勝野秀雄編『埼玉県布達索引 自明治四年至同十二年』、博聞社、13年1月刊、国立国会図書館ホームページ「国立国会図書館デジタルコレクション」
- ・県行政文書明265「本県布達番号件名録」(10年)
- ・明285「本県布達番号件名録」(11年)
- ・明319「本県布達番号件名録」(12年)
- ・明344「本県布達番号件名簿」(13年)
- ・明433「本県布達番号件名録」(15年)
- ・明470「本県布達番号件名簿」(16年)
- ・明526「本県諸達目録」(18年) \*甲・乙・丙・丁のみ
- ・埼玉県総務課員伊藤直・島崎広太郎・野村定長編『現行類輯埼玉県達全書 明治十九年六月三十日』、埼玉県総務課、19年8月刊、当館収蔵岸田氏収集6288、「国立国会図書館デジタルコレクション」
- ・入間・高麗郡役所第一課員山田忠義・富田潤二・阿部副四郎編『埼玉県達類輯 明治十九年七月中』、埼玉県入間・高麗郡役所第一課、19年12月刊、「国立国会図書館デジタルコレクション」
- ・埼玉県警察本署統計部編『現行埼玉県警規彙纂』、埼玉県警察本署、19年8月刊、当館収蔵小林(正)家2122、「国立国会図書館デジタルコレクション」

※警号は、15年以降は行政文書簿冊中になく、「本県布達番号件名録」等にも載っていない。ただし、『現行埼玉県警規彙纂』には、15年以降の「県甲号」が存在し、凡例によると同号も「県令ノ達」とあるので、検討を要する。

図2 「布達規則」による布告・布達類伝達制度  
—明治10年「布達規則」施行～13年毎戸回覧制廃止—

[官布本] = 官省「布告」「布達」の本紙(太政官は「布告」、各省は「布達」)

[官布翻] = 官省「布告」「布達」の翻刷(県印刷)

[官達本] = 官省「達」の本紙

[県甲] = 本県甲号「布達」 [県乙] = 本県乙号「達」 [県丙] = 本県丙号「達」

(1) 10年1月施行「布達規則」

\* [県丙] は省略

**官省**

↓ [官布本] ([官達本])

**県庁** \* 掲示の有無に関する記載なし

[官布本] [官布翻] [県甲] [県乙]

↓ \* 区務所限りの本県「達」は無号

**区務所** 《掲示》 [官布翻] [県甲]

↓ [官布翻] [県甲] [県乙]

**村町戸長** 区内掲示所(各区3~6か所)

《掲示》 [官布翻] [県甲]

↓ [官布翻] [県甲]

《毎戸回覧》

区務所分の部数: [官布本] 2 (保存)、[官布翻]

1 (掲示)、[県甲] 2 (1は掲示)、[県乙] 1

村町戸長分の部数: [官布翻] [県甲] 1 (保存) + 回覧用(戸数による)、[県乙] 1

区内掲示所分の部数: [官布翻] [県甲] 1

(3) 13年1月14日「布達規則」中更正・削除

**県庁**

↓ 郡役所を経由せずに頒布(郵送)

**戸長役場**

(2) 12年3月17日新「布達規則」

\* 郡制施行同日

**官省**

↓ [官布本] [官達本]

**県庁** 《掲示》 [官布] [県甲] (甲第20号)

[官布本] [官布翻] [官達本]

↓ [県甲] [県乙] [県丙]

**郡役所** 《掲示》 [官布翻] [県甲]

↓ [官布翻] [県甲] [県乙]

**戸長役場**

↓ [官布翻] [県甲]

《毎戸回覧》

郡役所分の部数: [官布本] 2、[官布翻] 2

(1は掲示)、[官達本] 1、[県甲] 3 (1は掲示)、[県乙] [県丙] 2

戸長役場分の部数: [官布翻] [県甲] 1 (保存) + 回覧用、[県乙] 1 (保存)

(4) 13年5月1日改正「布達規則」

**戸長役場**

[官布翻] [県甲] は、**町村内人民に「便宜披閱セシムヘシ」**

戸長役場分の部数: [官布翻] [県甲] 2 (1は保存、1は人民披閱)、[県乙] 1

(「布達規則」の枠外)『埼玉新報』(10年12月~?)の「本県布令」欄に[県甲]掲載(独自ルビ付)。「新報」欄に本県「達」の一部掲載。官省布告類は非掲載

※本県無号(論達を含む)については、(1)の区務所限り達を除いて省略した。なお、本県報告は、「布達規則」の枠外。

※学区取締・士族・社寺等への伝達、別冊等の頒布省略については、捨象した。

※1村=1戸長(役場)とは限らない。

※官省「達」の内容が、[県甲] [県乙] 等として伝達される場合がある。

※区制の時代(郡制施行以前)、旧埼玉県管内は25区、旧熊谷県管内は11大区・94小区(大小区制)。「布達規則」中には「大区」「小区」という記載は登場しない。規則中の「区」(旧熊谷県)は、小区ではなく大区をさすと推定される。

※『埼玉新報』(当館は複製を収蔵)は、通説では15年5月廃刊とされる(池田文痴菴「埼玉県の新聞雑誌文化年表(その一)」、『武蔵野史談』第1巻第2号、1952年、等)。12年5月(第90号)まで刊行されたのは確実であるが、以降については検討を要する。なお、『埼玉新報』に掲載された県甲号布達の例は、『埼玉県布達集2』口絵4参照。